

所得変動に係る経過措置 Q&A

Q還付の申告をする際に、申告書のほかに提出する資料などがありますか？

Aありません。ただし、平成19年分の所得税の確定申告書や平成20年度の住民税申告書を提出していない人には、還付の申告後、適用の可否を審査するために、所得の有無などを市区町村の住民税担当課からお尋ねすることがあります。

Q平成19年1月1日にA町に住所がりましたが、10月にB市に引っ越しました。この措置を受けるための申告書は、A町とB市のどちらに提出すればよいのですか？

A平成19年度分の住民税の課税を行った市区町村に申告していただきます。したがって、平成19年1月1日の時点で住所のあったA町に申告をしてください。

Q平成19年中に死亡した場合や、海外勤務により平成19年中から平成20年中まで国内にいなかった場合には、この住民税の還付の措置は適用されますか？

Aこの措置は、平成19年度分と平成20年度分の住民税の課税所得を比較して、所得が減った人への配慮として設けられた措置であるため、平成20年度分の住民税の納税者とならない場合には、この措置は適用されません。

Q平成20年3月に退職しました。平成20年中の所得はなく、所得税は課税されない見込みです。この場合、この措置は適用されますか？

Aこの措置は、平成19年度分の住民税についてのみ適用されます。ご質問の場合には、適用されません。平成20年(度)以降については、所得税・住民税ともに、税源移譲後の税率で課税が行われますので、適用されません。

Q平成18年分の所得税は課税されました。平成19年分の所得税は、住宅ローン控除による税額控除により、所得税はゼロになりました。この場合は、平成19年度分住民税の還付の措置の対象になるのですか？

Aこの措置は、平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった場合に適用されますので、住宅ローン控除などの税額控除によって、所得税が課税されなくなった人には、この措置は適用されません。

参考：人的控除の差額

人的控除の種類	控除額 (万円)			
	所得税	住民税	差額	
基礎控除	38	33	5	
扶養控除	一般	38	33	5
	特定	63	45	18
	老人	48	38	10
同居老親等	10	7	3	
同居特別障害者加算	35	23	12	
配偶者控除	一般配偶者	38	33	5
	老人配偶者	48	38	10
配偶者特別控除	配偶者の合計所得38万円越~40万円未満	38	33	5
	配偶者の合計所得40万円越~45万円未満	36	33	3
障害者控除	普通障害	27	26	1
	特別障害	40	30	10
寡婦控除	一般	27	26	1
	特別	35	30	5
寡夫控除	27	26	1	
勤労学生控除	27	26	1	

申告について

○申告期間

7月1日(火)～31日(木) 8:30～17:30

※土曜・日曜・祝日を除く

○対象者への通知

町では、今回の経過措置対象者に減額申告書を6月末に発送しました。郵送された申告書に必要な事項を記入、押印のうえ役場税務課へ返送していただくか、持参してください。

平成20年1月1日時点で芳賀町に住民登録がない人は、最寄りの市町村へお尋ねください。※申告書は、平成19年1月1日現在における住所所在地の市町村に提出してください。

税務課賦課係 ☎028(677)1113

税源移譲時の所得変動にかかる減額措置

税源移譲により所得税と住民税の税率が変更になり、多くの人の平成19年度の住民税が増えました。その一方で、増えた住民税を調整する形で所得税が減額されることになりました。

しかし、退職などの理由により平成19年中の所得が下がり所得税がかからなくなった人は、住民税の税額が増えただけで、所得税の税率変更による減額の影響を受けないことになってしまいます。

このような人に対しては、今回の減額措置により、平成19年度住民税を税源移譲以前(税率改正前)の税率で計算した額まで減額されます。

また、減額措置を受けるためには、減額措置の申告をすることが必要になります。(所得が無くなり、扶養家族となっている人は、所得の申告も必要です)

◇対象となる人

A = 平成19年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)

B = 平成20年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)

C = 平成19年度住民税と平成18年中所得税との人的控除の差額の合計

D = 平成20年度住民税と平成19年度所得税との人的控除の差額の合計

としたとき、次の①②の両方を満たす人

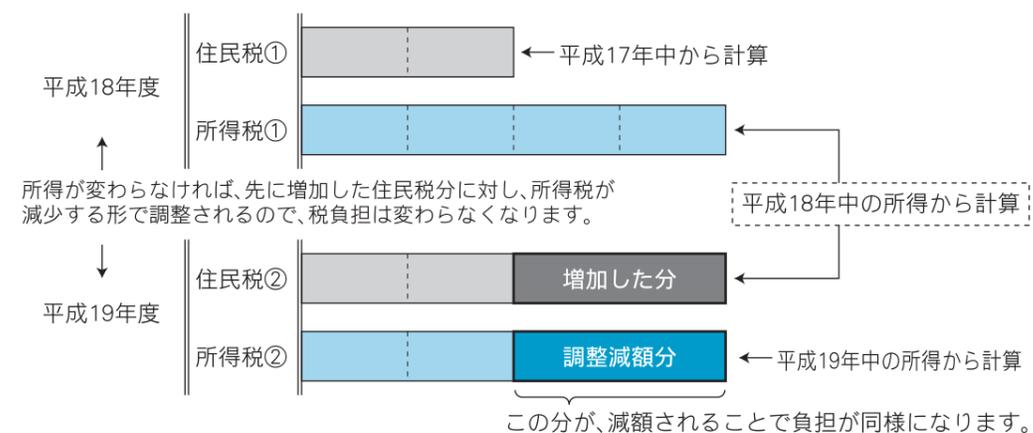
① $A > C$

② $B \leq D$

※課税所得について

課税所得 = 所得金額 { = 収入 - 必要経費 (給与所得控除) } - 所得控除金額 (基礎控除、扶養控除など)

◇平成19年中に所得の変動がなかった場合



※上の図のとおり平成19年中所得の所得税が課税される場合は、所得税②が減額されるため、平成18年度と平成19年度の税負担は、ほぼ同様に保たれます。

しかし、所得税②が課税されないときは、負担の軽減分が無くなってしまいますので、住民税②で増加した分を減額することで負担の調整を行います。